

一般社団法人日本歯科人間ドック学会代議員の選出について（公告）

一般社団法人日本歯科人間ドック学会正会員 各位

一般社団法人日本歯科人間ドック学会
選挙管理委員会

一般社団法人日本歯科人間ドック学会（以下、「本会」という。）代議員選出規程（以下、「規程」という。）第3条に基づき、次期代議員候補者の選出を、下記の要領により実施いたします。下記の要領に基づき手続きを行ってください。

なお、次期代議員の任期は、平成26年度定時社員総会終結時から平成28年度定時社員総会終結時までとなります。

記

1. 被選挙権者

本会定款第6条及び規程第4条により、本公告日における本会正会員を被選挙権者とする。（下段 印参照）

2. 選挙権者

規程第4条により、本公告日における本会正会員を選挙権者とする。（下段 印参照）

3. 代議員の定数

本会定款第6条及び規程第2条により、70名以上130名以内とする。

4. 代議員の立候補の手続き

立候補の届出を行うものは、本会正会員2名の推薦を受け、別紙の代議員立候補届出書に必要事項を記入の上、**2014年5月16日（必着）まで**に、選挙管理委員会宛に郵送により届け出るものとする。

なお、現 代議員の皆様におかれましては、既に次期代議員に関するご連絡を終了しておりますので、本件は関係していません。

5. 選出

規程第3条（2）に基づき、立候補の届出をした者が3.代議員の定数に満たない場合には、届出を行った者全てを選出するものとする。定数を超えた場合には、届出を行った者全てについて信任投票を行い、信任を受けた者が定数を超えた場合には、本会会員歴の長い者から選出するものとする。

定款第11条（1）により、本会正会員会費を2年以上滞納すると、退会したものとみなされ、その時点で、選挙権、被選挙権とも喪失することとなります。本公告日において会費が2年以上滞納されていたら、2013年10月上旬に一般財団法人口腔保健協会より納入用紙が送付されていますので、2014年5月9日までに未納分の会費を納入頂きますよう、お願い申し上げます。

郵送先：〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込TSビル4F
一般社団法人 日本歯科人間ドック学会 選挙管理委員会 宛
郵送方法：レターパックもしくは書留でお送り下さい

<一般社団法人日本歯科人間ドック学会事務局>
TEL：03-3947-8891